# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月7日

【会社名】 日本瓦斯株式会社

【英訳名】 NIPPON GAS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和田 眞 治

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀2丁目10番7号

(上記は、登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で

行っております。)

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 -

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木4丁目31番8号

【電話番号】 03-5308-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長兼管理本部長 中 山 雄 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【提出理由】

平成27年11月27日開催の当社取締役会において、当社普通株式について、欧州、アジア及び米国を中心とする海外 市場(但し、米国については1933年米国証券法セクション4(a)(2)に基づくプレースメント(以下「米国プレースメ ント」という。)による処分とする。)における募集(以下「海外募集」といい、米国プレースメント以外の海外募 集を「国際募集」という。)による自己株式の処分が決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始され ましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2 項第1号の規定に基づき、同日付けで臨時報告書を提出しておりますが、平成27年12月7日に海外募集の条件その他 海外募集に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5 第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 【報告内容】

訂正箇所は 罫で示してあります。

(3) 募集価格(処 (訂正前)

分価格) 未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様の ブックビルディング方式により、平成27年12月7日(月)から平成27年12月9日(水)までの間のいずれかの日(以下「募集価格等決定日」という)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、募集価格等 決定日に決定する。

(訂正後)

2,553円(海外募集における1株当たりの募集価格である。なお、国際募集について、処分価 額との差額は、引受人の手取金となる。)

(4) 処分価額(会 社法上の払込 金額)

(訂正前) 未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様の ブックビルディング方式により、募集価格等決定日に決定する。なお、処分価額(会社法上の 払込金額)は、国際募集及び米国プレースメントのいずれについても、上記(3)記載の募集 価格から下記(10)記載の引受人の1株当たりの対価相当額を控除した金額とする。当社が払 込みを受ける金額は、国際募集については処分価額(会社法上の払込金額)と同額とし、米国 プレースメントについては上記(3)記載の募集価格と同額とする。)

(訂正後)

2,445.48円

(なお、処分価額(会社法上の払込金額)は、国際募集及び米国プレースメントのいずれにつ いても、上記(3)記載の募集価格から下記(10)記載の引受人の1株当たりの対価相当額を 控除した金額とする。当社が払込みを受ける金額は、国際募集については処分価額(会社法上の払込金額)と同額とし、米国プレースメントについては上記(3)記載の募集価格と同額と する。)

(6) 処分価額(会 (訂正前) 社法上の払込 未定 金額)の総額

(訂正後)

19,444,011,480円

(上記(2) 記載の追加的に処分する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(10) 引受人の名称

国際募集については、UBS AG, London Branch(主幹事会社)及びその他の引受人(未定) 米国プレースメントについては、該当事項なし

(訂正後)

国際募集については、UBS AG, London Branch(主幹事会社)及びMizuho International plc (その他<u>の引受人)</u>

| |米国プレースメントについては、該当事項なし

(12) 提出会社が取 得する手取金 の総額並びに 使途ごとの内 容、金額及び

支出予定時期

(訂正前) 手取金の総額

251億円(見込) 払込金額の総額上限 1億円(見込) 処分諸費用の概算額上限 差引手取概算額上限 250億円(見込)

なお、払込金額の総額は、国際募集に係る払込金額(上記(3)記載の募集価格から引受人 の1株当たりの対価相当額を控除した金額)の総額及び米国プレースメントに係る払込金額 (募集価格と同額)の総額の合計額であるが、上記の払込金額の総額上限、処分諸費用の概 算額上限及び差引手取概算額上限は、海外募集の対象となる当社普通株式7,228,000株全て について国際募集が行われ、かつ、上記(2) 記載の追加的に処分する当社普通株式を買 取る権利の全てが行使されたと仮定した場合における、平成27年11月24日(火)現在の株式会 社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限250億円については、平成27年12月から平成30年3月までに、100億 円を都市ガス事業における顧客獲得費用に、90億円を営業拠点の増設やハブ充填所の新設な どのインフラ整備及びブランド構築費用に、60億円をLPガス事業における顧客獲得費用とし て支出する予定です。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する 予定です。

#### (訂正後)

手取金の総額

払込金額の総額上限 19,444,011,480円 処分諸費用の概算額上限 100,000,000円 差引手取概算額上限 19,344,011,480円

なお、払込金額の総額は、国際募集に係る払込金額(上記(3)記載の募集価格から引受人 の1株当たりの対価相当額を控除した金額)の総額及び米国プレースメントに係る払込金額 (募集価格と同額)の総額の合計額であるが、上記の払込金額の総額上限、処分諸費用の概 算額上限及び差引手取概算額上限は、海外募集の対象となる当社普通株式7,228,000株全て について国際募集が行われ、かつ、上記(2) 記載の追加的に処分する当社普通株式を買 取る権利の全てが行使されたと仮定した金額である。

手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期 上記差引手取概算額上限19,344,011,480円については、平成27年12月から平成30年3月まで に、10,000,000,000円を都市ガス事業における顧客獲得費用に、3,344,011,480円を営業拠 点の増設やハブ充填所の新設などのインフラ整備及びブランド構築費用に、6,000,000,000 円をLPガス事業における顧客獲得費用として支出する予定です。なお、具体的な充当時期ま では、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

(13)払込期日

### (訂正前)

平成27年12月14日(月)<u>から平成27年12月16日(水)までの間のいずれかの日。ただし、募集</u> 価格等決定日の5営業日後の日とする。

(訂正後)

平成27年12月14日(月)

以上